

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文目次

- 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係） 1
- 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第二条関係） 5
- 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第三条関係） 7

改 正 案	現 行
<p>（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類）</p> <p>第一条の二 法第六条の三（郵送等に係る申告書等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。</p> <p>一 法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）及び第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）又は第七条第一項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書</p> <p>二 法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書</p> <p>三 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第三条の三第二項（変質、損傷等による戻し税の手続）（同令第三条の三及び第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手続等）についての</p>	

規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書

四 関税率法施行令第五十三条の三第一項(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続)の規定により提出する申請書

五 関税率法施行令第五十六条第三項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)(同令第五十六条の三及び第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書

六 相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第十五条第一項(還付)の規定により提出する還付請求書

七 不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第十九条第一項(還付)の規定により提出する還付請求書

(法令遵守規則の記載事項)

第一条の三 (省略)

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の四 (省略)

(書式)

第一条の五 (省略)

(完全に生産された物品の指定)

第一条の六 令第四条の二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 九 (省略)

十 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず

(法令遵守規則の記載事項)

第一条の二 同上

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の三 同上

(書式)

第一条の四 同上

(完全に生産された物品の指定)

第一条の五 令第四条の二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 九 同上

十 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第一条の七 令第四条の二第四項第二号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第一条の六 令第四条の二第四項第二号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された第一条の五に掲げる物品及び第一条の六に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日

「とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

「とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

○ 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の承継に係る承認申請の添付書面）</p>	
<p>第二条 前条の規定は、<u>通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）</u>第二条の二第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。</p>	
<p>第三条（試験の方法等） （省 略）</p>	<p>第二条 同上 （試験の方法等）</p>
<p>第四条（試験実施地） （省 略）</p>	<p>第三条 同上 （試験実施地）</p>
<p>第五条（試験の日時、場所等の公告） （省 略）</p>	<p>第四条 同上 （試験の日時、場所等の公告）</p>
<p>第六条（受験願書） （省 略）</p>	<p>第五条 同上 （受験願書）</p>
<p>第七条（試験科目の一部免除の申請） （省 略）</p>	<p>第六条 同上 （試験科目の一部免除の申請）</p>
<p>第八条（受験手数料）</p>	<p>第七条（受験手数料）</p>
<p>法第二十六条第一項の受験手数料は、<u>受験願書に、令第十二</u> <u>条本文に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つ</u></p>	<p>法第二十六条第一項の受験手数料は、<u>受験願書に、通関業法</u> <u>施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第十二条本文に規定す</u></p>

て、納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなければならない。

（合格証書の交付等）
第九条 （省 略）

る受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、同令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなければならない。

（合格証書の交付等）
第八条 同 上

○ 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第三項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
同 上	同 上	同 上

別表（第九条関係）

別表（第九条関係）

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 一八・〇六 一九・〇一	（省 略）	
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するもの）にあつては完全に脱脂し	

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 一八・〇六 一九・〇一	同 上	
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するもの）にあつては完全に脱脂し	

たココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

(1) (省 略)

(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造

たココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

(1) 同 上

(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造

			一九・〇二 ～ 二一・〇五	二一・〇六
4 5 6 (省略)		(3) (省略))であつて、米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (省略)	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) (1) (省略) (2) その他のもの (i) (省略) (ii) その他のもの 1・2 (省略) 3 チューイングガム	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。))
			一九・〇二 ～ 二一・〇五	二一・〇六
4 5 6 同上		(3) 同上 同上	同上	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) (1) 同上 (2) その他のもの (i) 同上 (ii) その他のもの 1・2 同上 3 チューイングガム
			一九・〇二 ～ 二一・〇五	二一・〇六
4 5 6 同上		(3) 同上 同上	同上	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) (1) 同上 (2) その他のもの (i) 同上 (ii) その他のもの 1・2 同上 3 チューイングガム
			一九・〇二 ～ 二一・〇五	二一・〇六
			同上	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。))

二二・〇二 ～ 二二・〇五	(省 略)	二二・〇六
二二・〇八 ～ 三九・一六	(省 略)	三九・一六

その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

(1)・(2) (省 略)

二二・〇二 ～ 二二・〇五	同 上	二二・〇六
二二・〇八 ～ 三九・一六	同 上	三九・一七

その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

(1)・(2) 同 上

プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

(1) 継目なし管

第三九・〇一項から
第三九・一三項まで
又は第三九・一七項
に該当する物品以外
の物品からの製造

三九・一八 ～	四三・〇三	四四・〇七	(省略)	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）のうち	かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	四四・一二 ～	六三・〇八	(省略)
(2) その他のもの	同上	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）のうち	かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	第四四・〇七項に該当する物品（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の物品からの製造	第三九・一七項に該当する物品（継目なし管を除く。）以外の物品からの製造	四四・一二 ～	六三・〇八	同上

(省略)	備考	第六四類 六五・〇四 ～ 九六・一七	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	製造しようとする物品と異なる関稅定率法別表の項(第六四・〇六項を除く。)に属する物品からの製造
	(省略)			
	(省略)			
(同上)	備考	第六四類 六五・〇四 ～ 九六・一七	はき物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	製造しようとする物品と異なる関稅定率法別表の項(第六四・〇六項を除く。)に属する物品からの製造
	同上			
	同上			